



事務所通信

2026 February

vol.
55

令和8年2月

第55号

発行：加納税務会計事務所

事務所HP



Column

所長加納が思う つれづれなるコトバ

正範語録

私が東京青年税理士連盟（以下「東京青税」）の会長に昨年6月に就任してから半年が過ぎました。それまでも10年以上青税活動に参加してきて、いくつかの役職もお任せ頂いた経験があるので、まずは大過なく職務を全う出来ればと思っておりました。しかし実際に引受けたみると、当初思い描いていた形と違うことや、想定通りに行かないことが色々あるものだと日々感じている次第でございます。例えば、会長となると今まで以上に文書を書いたりしなければならないかと思っておりましたが、それは逆で、基本的には各部、各委員会から上がってくる文書を確認することの方が多いという感じです。一方、全く予期しない場面でトラブルが発生し、火消しに奔走しなければならないことが何度もありました。また、会員が安全安心な活動環境を整備することが重要な役目であることも、会長になって改めて認識しました。色々なところから呼ばれて、団体を代表して顔を出さなければならないのはある意味想定していましたが、実際に職務を全うしようすると体はキツいですね（苦笑）このように肉体的、精神的、時間的には今までと比較にならないほどの負担がありますが、会長は誰しもがなれる訳ではないので、良い経験を積ませて頂いているとの思いが強いです。

そう思えるようになったのも、東京青税で開催されたとある研修会で「正範語録」というものを知ったことが大きいです。これはかの戦国武将武田信玄が提唱したとも言われておりますが、実際の出典は不明です。ただ何百年も前にこのような言葉が出ているということは、時代は移れど仕事で肝要なことは不变なのかと思います。その「正範語録」はこちらです

実力の差は努力の差

実績の差は責任感の差

人格の差は苦労の差

判断力の差は情報の差

真剣だと知恵が出る

中途半端だと愚痴が出る

いい加減だと言い訳ばかり

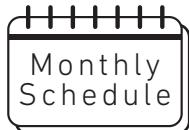
本気ですると大抵のことはできる

本気でするから何でも面白い

本気でしているから誰かが助けてくれる

私なりにこの言葉を解釈すると一まずはとにかく数を経験し、責任あるポジションで結果を出し、その過程での苦労がその人の人格を形成する。そうなれば自分を信じることができ、やるかやらなければないかの判断にも迷いがない。そのためには何事にも真剣に取り組み、本気で行動することが大事。そうすると知恵が出るので、大抵のことは出来るようになるし、出来れば面白くもなってくる。仮に出来なくても誰かが助けてくれるから、そのうち出来るようになる一なるほど！この語録は「青税精神」そのものであり、ビジネスで成功を掴むための大切なマインドであると確信し、今では私の中で税理士として活動していくための行動指針となる言葉になりました。

皆さまも、予測不能で逆風が吹いている世の中で経営者として結果を残すことは本当に大変かと思います。これから色々と思い悩むこともあるかと思いますが、そんな時はこの「正範語録」を思い出して頂き、乗り越えて頂けると嬉しいです！



今月対応が必要な事項をリマインドします

1 / 6月決算の法人で前期一定金額以上の納税があった場合、**2月末までに中間納税**をしなければなりません。

法人税・地方法人税については国税庁の方針により印字済みの納付書の送付が令和6年5月より廃止となりました。中間納税義務者のお客様に対しては当事務所からもアナウンス致しますが、その際納付書送付をご希望される場合はその旨お申し出下さい。

2 / **事業者のうち前年1/1時点で一定金額以上の事業用固定資産があった場合、2月末までに償却資産税の第4期分の納税**をしなければなりません。

→納税義務がある者には税務署、都道府県税事務所及び市役所・町村役場より納付書が届いているかと思いますので、**3/1（月）**までに納付の対応をお願い致します。

納税が必要かどうか分からない方は当事務所までお問い合わせ下さい。

3 / **2/16（月）より個人の所得税確定申告書の受付が開始されます（申告期限は3/16（月））。**

→令和7年中に事業をされていた方以外でも、確定申告が必要な場合がございます。特に令和7年中に「2箇所以上で給与の支払いを受けていた」「住宅ローンを組んでマイホームを購入した」「不動産を売却した」「株式、FX、先物取引、暗号資産などの売買を行った」「不動産の賃貸を開始した」「相続があった」などがあった方はお早めにご相談下さい。

3 / **2/2（月）より贈与税申告書の受付が開始されます（申告期限は3/16（月））。**

→税務上の贈与の範囲は広いでるので、令和7年中に無償で金銭や金銭以外の物を取得された方はお早めにご相談下さい。



事務所の最新ニュースをお伝えします

2/23(月)は天皇誕生日の祝日ですが、業務日とさせて頂きます。その代わりに3/17(火)は平日ですが、スタッフの確定申告の慰労のための特別休業日とさせて頂きますので、業務は行いません。悪しからずご了承下さい。

確定申告の盲点と「申告の要・不要」を総点検

いよいよ確定申告の季節が近づいてまいりました。「自分は関係ない」「例年通り大丈夫」と思っていても、実は意外なところに税務上の落とし穴が潜んでいます。今回は、「不動産」「フリマサイト」の盲点と、申告の要否について解説します。

1.マイホーム売却「3,000万円控除」の勘違い

自宅を売却して利益(売却価格-取得費用等-譲渡費用)が出た際、最大3,000万円まで非課税になる特例ですが、以下の点に注意が必要です。

- ・「利益ゼロ」でも申告が必須：最も多い誤解が「控除で税金がゼロになるから申告不要」という思い込みです。この特例は「確定申告をすること」が適用の条件です。申告を忘れる特例が認められず多額の所得税が発生し、後日税務署より追徴税額が請求される場合があります。
- ・「住まなくなつてから3年」の壁：転居してから3年を経過する日の属する年の12月31日までに売却しなければなりません。空き家のまま放置しすぎると、特例の対象外となってしまいます。

※申告そのものを忘れていた場合には、申告期限後に確定申告書を提出した場合であっても、この3,000万円控除の特例を適用することが可能ですが、但し、申告期限内に一度確定申告を行っている場合は、期限後に申告を行ってもこの特例を適用することはできません。

2.メルカリ・フリマサイトの売上は「生活用」か？

スマホで手軽にできるフリマ売買。税務署も注視しているポイントです。

- ・「不用品」は非課税、でも「30万円」に注意：衣類や本など生活必需品の売却は原則非課税ですが、1品30万円を超える貴金属や宝石、書画などは課税対象となります。
- ・「せどり・ハンドメイド」は副業所得：営利目的の転売や自作販売は「雑所得」等に該当します。会社員の場合、こうした副業所得が年間20万円を超えると確定申告が必要です。

3.確定申告が必要な人・申告すると税金が還付される人

「自分は会社員だから」と安心せず、以下のチェックリストを確認しましょう。

区分	主な対象者
【A】申告義務がある人	<ul style="list-style-type: none">・給与年収が2,000万円を超えている・副業などの所得が合計20万円を超えている・2か所以上の会社から給与を受け取っている・住宅ローンを組んでマイホームを新築・購入した(初年度)
【B】申告すると税金が還付される人※	<ul style="list-style-type: none">・医療費が家族合計で年間10万円(又は所得の5%)を超えた・ふるさと納税の寄附先が6自治体以上ある

※【B】は確定申告のうち還付申告と呼ばれるのですが、「先に払いすぎていた所得税を返してもらう」という手続きです。そのため源泉徴収税額が0円だと、そもそも1円も所得税を前払いしていない状態なので、返すための「元の税金」が存在せず、確定申告を行っても税金の還付はありません。

4.最後に：見落としがちな「住民税」のルール

所得税には「副業20万円以下なら申告不要」というルールがありますが、実は住民税にはこのルールがありません。所得税の申告が不要なケースでも、住民税の申告は別途必要な場合があります。「税務署へ確定申告」を行えば、そのデータが自治体へ共有されるため、手続き漏れを防ぐことができ安心です。

まとめ

確定申告は一步間違えるとペナルティの対象になりかねません。「自分の場合はどうなるの？」と少しでも迷われた際は、当事務所へお早めにご相談ください。



税務、資金繰りなど経営に関わる新制度をご紹介

① 令和8年1月1日から、「下請法」が改正され、「中小受託取引適正化法（通称：取適法）」として新たに施行されます※再案内

取適法の施行により、適用対象が従来の製造委託、修理委託、情報成果物作成委託、役務提供委託に加え、新たに「特定運送委託」が追加されるなど事業者や取引の範囲が拡大され、中小受託取引の公正化と受託側の中小企業の利益保護が強化されます。主な改正事項は以下の通りです。

- ・運送委託の対象取引への追加（物流問題への対応）
- ・従業員基準の規模要件への追加（下請法逃れ等への対応）
- ・手形払等の禁止（支払遅延に該当）
- ・面的執行の強化（事業所管省庁の主務大臣に指導・助言権限を付与）

これにより委託事業者は「発注内容等の明示」「取引記録の作成・保存」「支払期日の設定」「遅延利息の支払い」の4つの義務を遵守する必要があります。

また委託事業者が正当な理由なく行う以下の11項目の行為が禁止されます。

- | | | |
|-------------|----------------------|---------------------|
| ・受領拒否の禁止 | ・買いたたきの禁止 | ・不当な経済上の利益の提供要請の禁止 |
| ・代金の支払遅延の禁止 | ・購入・利用強制の禁止 | ・不当な給付内容の変更・やり直しの禁止 |
| ・代金の減額の禁止 | ・報復措置の禁止 | ・協議に応じない一方的な代金決定の禁止 |
| ・返品の禁止 | ・有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止 | |

例えば、これまで多くの企業では下請事業者（売手）との間で合意のうえ、代金振込時に手数料を差し引く形で支払いを行なってきましたが、改正後は合意の有無にかかわらず、振込手数料を代金から差し引くことが違法になります。

今後、取適法適用対象事業者が委託事業者との取引で、「価格協議に応じてもらえない」「代金が全然支払われない」など、取適法に違反しているのではと思ったときは、公正取引委員会の相談窓口にご相談ください。

フリーダイヤル：0120-060-110

【受付時間】10:00から17:00（土日祝日・年末年始を除く）



公正取引委員会 取適法特設ページ https://www.jftc.go.jp/toriteki_2025/

② 最新の国・東京都の主な支援施策（補助金・助成金）は下記URLにてご確認できます

https://www.tokyo-cci.or.jp/measures_info/



<https://www.facebook.com/kanoutax/>



<https://twitter.com/kanoutaxoffce>

